

旧本田家住宅等復原工事請負変更契約について

1 原契約条項

- (1) 工事件名 旧本田家住宅等復原工事
- (2) 工事場所 国立市谷保 5 1 2 2 番地の 4 及び市が指定する場所
- (3) 契約金額 4 7 5 , 3 8 1 , 5 0 0 円 (消費税込み)
- (4) 工 期 本契約確定日の翌日から令和 8 年 4 月 3 0 日まで
- (5) 契約確定日 令和 5 年 9 月 1 5 日
- (6) 受注者 東京都新宿区新宿一丁目 3 5 番 1 0 号 カテリーナ新宿御苑 5 0 3
風基建設株式会社 代表取締役 渡邊 隆

2 変更内容

本工事と関連する旧本田家住宅便益施設新築工事（以下「関連工事」という。）について、施工場所に軟弱地盤（江戸時代のものと思われるムロ跡）があることが判明したため、地盤改良等に係る設計変更及び工期延長を行う必要が生じた。これに伴い、本工事は、旧本田家住宅敷地内の外構工事を含むものであり、関連工事と完成時期を合わせる必要があることから、本工事についても、工期延長を行う必要が生じている。したがって、工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 1 9 条第 1 項に基づき、契約金額を 4 , 8 3 3 , 4 0 0 円増額し、工期を令和 8 年 9 月 3 0 日まで延長する。

(参考) 約款第 1 9 条第 1 項 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、受注者に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、工期又は契約金額の変更について、発注者と受注者とが協議して定める。

「国立市議会議員及び国立市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案」について（要旨）

国会議員の選挙における選挙運動に関し、公営に要する各経費の限度額について引き上げる旨の「公職選挙法施行令」の改正（令和 7 年 6 月 4 日公布、同日施行）が行われた。

この改正に合わせ、当市においても、「国立市議会議員及び国立市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に規定している公費負担の上限額について一部改正するものである。

1 改正内容

（1）ビラの作成の公費負担額

ビラ 1 枚当たりの作成単価 7 円 7 3 銭を 8 円 3 8 銭に改める。

（2）ポスターの作成の公費負担額

ポスター作成費のうち、印刷費について 1 枚当たり 5 4 1 円 3 1 銭を 5 8 6 円 8 8 銭に改める。

2 付則

（1）この条例は、公布の日から施行する。

（2）この条例は、施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

1 改正の背景・目的等

生理休暇の取得への心理的抵抗感を緩和するため休暇の名称の見直しを行い、及び子育て応援部分休暇の対象となる子の範囲を拡大するため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

①生理休暇の名称の変更

改正前：生理休暇　　改正後：健康管理休暇

②子育て応援部分休暇の対象となる子の範囲の拡大

改正前：小学校就学の始期に達する日から満7歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

改正後：小学校就学の始期に達する日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

以上

職員の給与に関する条例・国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

情勢適応の原則を踏まえ、令和 7 年度の東京都人事委員会勧告に基づき、職員の給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げ並びに 27 歳までの職員に支給する住居手当の引上げを行うため、条例の一部を改正するものです。

2 改正のポイント

給料表、特別給ともに 4 年連続の引上げ改定となります。

〈例月給〉

- ・ 公民格差（13,580 円、3.24%）解消のため、給料表を引上げ改定
- ・ 初任層、管理職の引上げに重点を置きつつ、全級全号給について引上げ改定

※行政職給料表（一）初任給を以下のとおり引上げ

- ・ 1 級 29 号給：225,500 円 → 242,000 円（+16,500 円）
- ・ 1 級 17 号給：199,700 円 → 213,800 円（+14,100 円）
- ・ 1 級 5 号給：188,000 円 → 200,300 円（+12,300 円）

- ・ 令和 7 年 4 月 1 日に遡及して実施
- ・ 技能労務職についても都表に準じて引上げ改定
- ・ 特定任期付職員についても都表に準じて引上げ改定

〈特別給〉

- ・ 期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.025 月ずつ引上げ、期末・勤勉手当の年間支給月数を 4.85 月から 4.90 月に引上げ
- ・ 再任用職員については、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.025 月ずつ引上げ、年間支給月数を 2.55 月から 2.60 月に引上げ
- ・ 特定任期付職員については、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.025 月引上げ、年間支給月数を 3.85 月から 3.90 月に引上げ

- ・上記は令和7年12月の期末手当及び勤勉手当に遡及して実施（会計年度任用職員を含む。）

〈住居手当の引上げ〉

- ・令和7年度の東京都人事委員会勧告に基づき、採用における競争力向上の観点から、新規学卒者を主な対象として、27歳までの職員に対する支給額を30,000円に引き上げる。

以上